

熊本県食品衛生監視機動班設置要綱

第1 目 的

この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第 233号、以下「食衛法」という。）及び食品表示法（平成25年法律第70号、以下「表示法」という。）に基づく食品衛生監視並びに指導について、業務の効率と円滑な処理を図るため、食品衛生監視機動班（以下、「機動班」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 名称及び位置

機動班の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- 1 名 称 熊本県食品衛生監視機動班
- 2 設置場所 熊本県健康危機管理課

第3 分掌事務

機動班は、次に掲げる事項を処理する。

- 1 食衛法第28条及び表示法第8条の規定に基づく営業施設等の臨検、検査及び食品、添加物等の検査並びに収去に関すること。
- 2 食衛法第30条第2項の規定に基づく営業の施設等の監視及び指導に関すること。
- 3 その他食品衛生上必要な監視及び指導に関すること。

第4 編 成

機動班は、2班体制とする。班員には食品衛生監視員をもってあて、専用の自動車を配置する。

第5 所管区域

機動班の所管区域は、熊本市を除く県下一円とし、熊本市については市長の要請があったとき出動することができる。

第6 運営方法

機動班の運営については、次によるものとする。

- 1 機動班は、その任務を行うに当たっては、あらかじめ出動地区を管轄する保健所長と協議し、当該管内の業務については管轄保健所長の指示を受けるものとする。
- 2 各保健所長は、必要に応じ機動班の出動について要請することができる。機動班は、この出動要請について関係保健所と協議のうえ出動計画を変更することができる。
- 3 各保健所長は、出動した機動班の円滑な運営を図るため、当該保健所の食品衛生監視員を協力させるものとする。

4 機動班の行った監視業務は、管轄保健所の業務実績とする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、機動班について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和46年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月20日から施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）6月1日から施行する。